

最高裁秘書第2182号

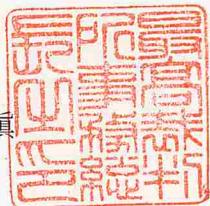
令和3年7月12日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



司法行政文書不開示通知書

2月8日付け（同月10日受付、第020937号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法修習生に関する規則20条に基づき、最高裁判所が定めた事項が書いてある文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。